

**八頭町地域生活支援事業（障害者社会参加支援事業）委託業務  
公募型プロポーザル募集要綱**

**1 業務の概要**

(1) 業務名

八頭町地域生活支援事業（障害者社会参加支援事業）委託業務

(2) 業務の目的等

障がい児者の社会参加を促進するため、文化・芸術活動やスポーツに関するイベント開催や広報を行うことにより、障がい児者が身近なところで気軽に文化・芸術活動やスポーツに参加し、障がいのある人、障がいのない人が共に楽しみ、地域で生き生きと暮らすための環境づくりに寄与することを目的とする。

(3) プロポーザルの方式

公募型プロポーザル方式

(4) 業務内容

○レクリエーション活動等支援

レクリエーション活動を通じて、障がい児者の体力増強、交流、余暇等に資するため、また障がい児者がスポーツに触れる機会を提供するため、レクリエーション教室やスポーツ大会・運動会を開催するなど、障がい児者が社会参加活動を行うための環境の整備や必要な支援を行う。

○芸術文化活動振興

障がい児者の芸術文化活動を振興するため、障がい児者の作品展、音楽会、映画祭などの芸術文化活動の機会を提供するとともに、障がい児者の創作意欲を助長するための環境の整備や必要な支援を行う。

○予算額 年 510 万円（税込）以内

※人件費は、支出予定額の合計に 2 分の 1 を乗じて得た額を上限とする。

(5) 履行場所

鳥取県八頭郡八頭町内

(6) 履行期間

契約締結した日から令和 10 年 3 月 31 日まで（3 年間）

(7) 発注者

八頭町長 吉田 英人

(8) 担当課

八頭町福祉課

〒680-0463 鳥取県八頭郡八頭町宮谷 254 番地 1

電話:0858-72-3590 FAX:0858-72-3565

E-mail:fukushi-jimusyo@town.yazu.tottori.jp

**2 参加資格**

公募型プロポーザルの参加資格を有するものは、次の項目全てに該当する者とする。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者。

(2) 会社更生法（昭和27年法律第172号）に基づく再生手続き開始の申立又は民事再生法（平成11年法律第172号）にもとづく再生手続きの申立がなされている者（更生又は再生の手続き開始の決定がなされている者で、履行不能に陥るおそれがないと八頭町が認めた者を除く。）でない者。

(3) 八頭町内に事業所がある者。

### 3 参加表明手続き

本プロポーザルへの参加を希望する者は、参加表明書（様式第1号）を提出すること。  
なお、期限までに参加表明書の提出がない者からの提案は受け付けない。

(1) 提出期限

令和7年2月25日（火）午後5時

※持参の場合の受付時間は、期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。

(2) 提出場所

1の（8）に定める担当課

(3) 提出書類

①参加表明書（様式第1号）1部

②登記事項証明書（3ヶ月以内に発行されたものに限る。）1部

(4) 提出方法

持参又は郵送（いずれの方法も提出期限必着のこと。）

(5) その他

登記事項証明書は原本の提出とするが、返却を希望する場合は提出時に申し出ること。  
担当課で複写後、返却する。なお、参加表明書提出後に参加を辞退する場合は、速やかに参加辞退届（任意様式）を提出すること。

### 4 本プロポーザルに関する質問及び回答方法等

(1) 質問の内容

本プロポーザルに関する質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

(2) 受付期間

令和7年1月28日（火）から令和7年2月7日（金）午後5時まで

(3) 提出方法

質問書（様式第2号）による電子メールでの提出に限る。（受付期間必着）

(4) 送信先

1の（8）に定める担当課宛メールアドレス

(5) 回答方法

担当課が受付期間終了後2日（土曜日、日曜日、祝日を除く。）以内を目途に質問者宛に電子メールもしくはFAXにて回答する。なお、参加表明書を提出したすべての者に通知すべき内容であると判断した場合は、質問内容及び回答について参加表明書を提出したすべての者に通知する。

本業務に係る説明会は行わない。質問は、企画提案書等の作成に係る質問に限るものとし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けない。

## 5 企画提案等の提出期限、場所及び提出方法

参加表明書を提出した者は、特段の事情がない限り次のとおり関係書類を提出すること

- (1) 提出期限  
令和7年2月25日（火）午後5時  
※持参の場合の受付時間は、期間中の土曜日、日曜日、祝日を除く午前8時30分から午後5時までとする。
- (2) 提出場所  
1の（8）に定める担当課
- (3) 提出書類  
①企画提案書（A4縦）10部  
②費用見積書（消費税額を明記すること）1部  
※費用見積書は事業実施に必要な経費について、費用見積書（参考様式）を参考に、それぞれの費用ごとの内訳がわかるように記載すること。
- (4) 提出方法  
持参又は郵送（いずれの方法も提出期限必着のこと。）
- (5) その他  
提案資格が確認できた参加表明者でも、提出期限までに企画提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

## 6 提案内容に関するプレゼンテーション

次により提案内容に関するプレゼンテーションを行う。

なお、提案者が5事業者以上の場合、提案書による一次選考を行う。その場合、選考結果については別途通知する。

- (1) 実施日時  
令和7年2月28日（金）14:00～（予定）
- (2) 実施場所  
郡家保健センター 2階 研修室
- (3) 説明者  
2名以下とする
- (4) その他  
説明25分、質疑10分の計35分程度を予定とするが、詳細については別途通知する。  
プロジェクターを使用して説明を行う場合は、事前にその旨を連絡すること。

## 7 審査、評価及び選定について

企画提案書等の審査、評価及び選定は、八頭町地域生活支援事業（障害者社会参加支援事業）委託業務公募型プロポーザル審査要領により行う。

## 8 その他

- (1) 本件に係る費用負担  
企画提案書等の作成、提出、プレゼンテーション等に要する費用は、その一切を参加者の負担とする。
- (2) 参加表明書及び企画提案書等の提出にあたっての留意事項
  - ア 参加表明書及び企画提案書等の提出を郵送による場合は、不達及び遅配を原因とする提出者の不利益が生じて、発注者はその責めを負わない。提出者は、配達記録郵便の利用を行うなどの対策を講じること。
  - イ 理由を問わず、参加表明書及び企画提案書等の提出期限後の提出は一切受け付けない。
- (3) 無効となる企画提案書等  
提出された参加表明書又は企画提案書等が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、これを無効とし、提出者は本プロポーザルへの参加資格を失う。
  - ア 提出方法、提出先、提出期限等が本要領その他の定めに適合しないもの
  - イ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの
  - ウ 虚偽の内容が記載されているもの
- (4) 参加表明書及び企画提案書等の取扱い
  - ア 提出された参加表明書及び企画提案書等は、返却しない。
  - イ 提出された参加表明書及び企画提案書等は、提出者に無断での利用はしない。ただし、本プロポーザルの手続及びこれに係る事務処理に必要な範囲において、企画提案書等の複製、保存等を行う。
- (5) 担当課からの疑義照会及び追加資料  
提出期限までに企画提案書等の提出をした者に対して、担当課から企画提案書等の内容についての疑義照会や追加資料の提出を求めることがある。
- (6) 契約手続等  
選定した提案者との契約手続及び契約書は、発注者の定めるところによるものとする。  
なお、契約締結後において受託者に本提案における失格事項又は不正と認められる行為が判明した場合は、契約を解除できるものとする。